

## <<<ご旅行条件>>>

お申し込みの際は必ずこの旅行条件書を充分お読みください。この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。

### 1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、一般財団法人東京都ユース・ホステル協会(以下「当協会」)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することとなります。
- (2) 募集型企画旅行契約の内容・条件等は、募集広告、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表および当協会旅行業約款によります。
- (3) 当協会は募集型企画旅行の履行に当たって手配の全部または一部を他の旅行者、手配を業として行う者、その他の補助者に代行させることがあります。

### 2 旅行のお申し込み及び契約の成立時期

- (1) ご来店の場合、当協会所定の申込書に所定の事項をご記入の上、募集広告又は当協会が予約の承諾の旨を通知する際に提示する申込金または旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料、違約料のそれぞれ一部として取り扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段にてお申し込みの場合、予約の申し込み時点では契約は成立しておらず、当協会が予約を承諾した日の翌日から起算して7日以内に申込書と申込金を提出していただきます。なお、お客様から当該期間内に申込金の提出がなされないときは、当協会は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約が契約の締結を承諾し、申込金の受領をしたとき成立するものといたします。ただし、旅行の開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、当協会が指定する期日までに旅行代金の全額をお支払いいただき、それをもって旅行契約の成立とします。

### 3 お申し込み条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、障害をお持ちの方など特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当協会は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、利用機関等の求めにより医師の診断書の提出、同伴者・介助者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当協会が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となり、お客様は当該費用を当協会の指定する期日までに指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当協会が判断する場合、その他当協会の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りすることがあります。

### 4 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。
- (2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申し込み時点又は旅行開始日前の当協会の指定した期日までに前にお支払いいただきます。

### 5 確定書面

最終旅行日程表(確定書面)は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日より前に交付いたします。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

### 6 旅行契約内容・代金の変更

当協会は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、著しい経済情勢の変動等による通常想定される程度を大幅に越えた利用する運送機関の運賃・料金の改定、その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

### 7 お客様の交替

- (1) お客様は当協会の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当協会所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1050円)とともに当協会に提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当協会の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当協会は交替をお断りする場合があります。
- (3) お客様の氏名・性別・年齢の訂正、変更においてもお客様の交替と同じ扱いとみなし、上記記載の手数料をいただきます。

### 8 お客様による旅行契約の解除

#### 【1】旅行開始前

- (1) お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「取消日」とは、お客様が当協会の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日、営業時間外のお申し出については翌営業日の受け付けとなります。

取消日(出発日を含まず)	20～8日前	7～2日前	旅行開始の前日	旅行開始の当日	旅行開始後または無連絡不参加
取消料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

- (2) お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも、旅行費用全額に対して本項【1】の(1)の取消料が適用されます。
- (3) お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - ア. 契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第15項に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
  - イ. 第6項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
  - エ. 当協会らがお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
  - オ. 当協会の責に帰すべき事由により、契約した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4) 当協会は、本項【1】の(1)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金又は申込金から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額をそれぞれいただきます。
- (5) 当協会は本項【1】の(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金又は申込金の金額を払い戻します。

#### 【2】旅行開始後

- (1) 旅行開始後においてお客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合、当協会は旅行代金のうち、当該不可能となった旅行サービスに係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当協会の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### 9 当協会による旅行契約の解除

#### 【1】旅行開始前

- (1) 当協会は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - ア. お客様が、当協会があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき、その他当協会の業務上の都合があるとき。
  - エ. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - オ. スキーを目的とする旅行における降雪量不足のように、当協会があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、或いはその恐れが極めて大きいとき。
  - カ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (2) お客様が第4項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当協会は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当協会に対して、前8項【1】の(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

## 【2】旅行開始後

- 当協会は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
  - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと当協会が認めるとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当協会の指示に従わないとき、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 当協会が本項【2】の(1)の規定に基づいて旅行契約を解除した場合、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当協会の債務については有効な弁済がなされたものとし、当協会は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金額から、当協会が当該旅行サービスに対して既に支払い、又はこれらから支払うべき取消料、違約料その他の費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- 当協会は、本項【2】(1)のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じて出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

## 10 最少催行人員

お客様の人数が募集広告に記載した最少催行人員に達しなかった場合、当協会は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

## 11 旅行代金の払い戻し

当協会は、第6項の規定により旅行代金が減額された場合又は第8、9、10項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

## 12 添乗員

- 添乗員の同行の有無は募集広告に明示いたします。
- 添乗員は、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置その他当該旅行に付随して当協会が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従っていただきます。
- 添乗員が同行しない場合にはお客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるために必要な手続きはお客様自身で行っていただきます。

## 13 当協会の責任および免責事項

- 当協会は、旅行契約の履行に当たって、当協会又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮)の当協会の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責を負うものではありません。
- 手荷物について生じた損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して通知があったときに限り賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、賠償額はお1人につき15万円(当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度とします。

## 14 お客様の責任

- お客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為、又はお客様が当協会旅行業約款の規定を守らないことにより当協会が損害を被ったときは、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、旅行開始後に契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当協会または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 15 特別補償

- 当協会は当協会の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来事故によってその生命、身体、又は手荷物の上に被った損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。また、当協会の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当協会が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる旅行契約の一部として取り扱いします。
  - お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。
  - 旅行日程中、当協会の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスを一切受けない日に生じた傷害又は損害。
  - 山岳登攀(ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー等これらに類する危険な運動等に起因する事故。
  - 地震、噴火、津波等の自然災害及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
  - 単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害。
  - 補償対象品の置き忘れ又は紛失。
  - 現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当協会約款に定められている補償対象除外品に生じた損害。
- 当協会が本項に基づく補償金支払い義務と第12項(3)により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 16 旅程補償

- 旅行日程に下記に掲げる重要な変更が行われた場合、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容と当該変更をお客様に通知した期日に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約における変更補償金の額が1,000円未満の場合は変更補償金を支払いません。
  - 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更
  - 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更
  - 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低いものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り)
  - 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更
  - 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更
  - 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更
  - 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
  - 上記ア~キに掲げる変更のうち募集広告または契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更
- 当協会はおお客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
- 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はサービス内容の変更、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由による変更の場合、又は旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置による変更の場合は当協会は原則変更補償金を支払いません。

## 17 個人情報の取り扱いについて

当協会は、ご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡のため、運送・宿泊機関等の提供するサービスの受領など旅行に関する諸手続きのため、旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、旅行商品のご案内や統計資料作成のために利用させていただきます。

## 18 旅行条件基準日

平成25年4月1日現在の運賃・料金を基準としています。

## 19 その他

- 当協会は、いかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- この旅行条件書に定めのない事項は、日本法、慣習法、運送機関、宿泊施設、その他の旅行サービスを提供する機関及び施設等を利用する際にそれぞれが定める約款、規則および当協会旅行業約款によります。当協会旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求下さい。

## \*\*\*国内旅行傷害保険加入のおすすめ\*\*\*

より安心してご旅行をお楽しみいただくため、お客様ご自身での保険のご加入をおすすめいたします。